

# 情報のページ

※今号の「情報のページ」は20～15分です。

## お知らせ

### 5月は消費者月間

☎(260)5129 市民相談課

「デジタルで快適、消費生活術～デジタル社会の進展と消費者の暮らし」

社会のデジタル化が進み、私たちの生活は非常に便利になりました。一方で、デジタル化に伴う新たな消費者トラブルも発生しており、デジタルサービスの仕組みやそのリスクの理解、さまざまな情報の正確さを見極める力や、適切に活用するための情報モラルを身に付けることが必要です。消費生活に関わる相談は、消費生活センターへお問い合わせください／消費生活センター▶回月～金曜日9:30～12:00・13:00～16:00(祝日・年末年始を除く)☎市役所市民相談課内☎電話で同センター☎(260)5120へ。

### 5/11～20は

### 春の全国交通安全運動

☎(260)5118 道路安全対策課

「安全は心と時間のゆとりから」

歩行者は道路を横断するときは、手を上げるなどして運転者に対し横断する意思を明確に伝えて、自らの安全を確保しましょう。また、ドライバーも横断歩道で歩行者を見かけたら止まるなど、交通

ルールの順守と思いやりの気持ちをもって通行しましょう。5/20は「交通事故死ゼロを目指す日」です。一人一人が交通安全意識を高め、交通事故死ゼロを達成しましょう。

### 5月は自転車マナーアップ強化月間

☎(260)5118 道路安全対策課

「自転車も のれば車の なかまいいり」

「ヘルメット かぶるだけでも 救える命」  
自転車は、車の仲間です。交通ルールを守って安全に乗りましょう。道路交通法の改正により、すべての自転車利用者は乗車用ヘルメット着用が努力義務となっています。ヘルメット着用の「ひとこえ」をかけあいましょう。また、自転車の点検整備を実施するとともに損害賠償責任保険等へも加入しましょう。

### 5/5～11は児童福祉週間

☎(260)5606 こども総務課

「小さなて みんなではぐくみ 育ててく」  
毎年5/5のこどもの日から1週間は「児童福祉週間」です。子どもの健やかな成長について、家族や友人と考えてみませんか。

### 民生委員・児童委員の日活動強化週間

☎(260)5604 健康福祉総務課

5/12の「民生委員・児童委員の日」から1週間は「活動強化週間」です。近所の身近な相談相手である同委員の活動を広く知ってもらうため、大和市民まつりの出展ブースで、同委員が活動内容を説明し、質問に応じます回5/13(土)・14(日)10:00～15:00☎引地台公園。

### 6/1は「人権擁護委員の日」

☎(260)5175 国際・男女共同参画課

法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、人権に関する相談に応じています。

「人権擁護委員の日」に合わせ、パネル展を開催します／パネル展▶回6/1(木)11:00～17:00☎イオンモール大和1階ウォーターコート(下鶴間1-2-1)☎不要／特設人権相談▶回6/1(木)10:00～16:00☎市役所市民相談課☎不要(国際・男女共同参画課に電話相談も可)。※月2回人権相談を実施しています回第2・4木曜日13:30～16:00(祝日・年末年始を除く)☎市役所市民相談課☎不要(国際・男女共同参画課に電話相談も可)。

### 6/7に全国瞬時警報システムの全国一斉情報伝達試験を実施

☎(260)5777 危機管理課

当日は、市内全域89か所の防災行政無線から「これは」アラートのテストです」という内容の放送が流れます。実際の災害発生などと間違えないようご注意ください回6/7(水)11:00頃。

### ヤングキャリアカウンセリング・仕事の困った何でも相談

☎(260)5135 産業活性化課

就職や仕事の悩みに関する個別相談回毎月第4火曜日、奇数月第2土曜日☎シリウス6階生涯学習センターほか☎就労希望、就労中の人、またはその家族☎各日先着5人☎キャリアカウンセラー☎電話で。

### 地域ブランド形成事業者を募集

☎(260)5134 産業活性化課

複数の事業者が連携して特色ある新たな地域ブランド商品・サービスを開発し、地域商業の活性化に取り組むための事業費を助成／助成額▶15万円以内☎市内に店舗を有し、事業を営む2つ以上の事業者から成るグループ☎1組(書類選考)☎5/31(水)までに申込用紙を直接市役所産業活性化課へ。詳しくは市のホームページをごらんになるか、お問い合わせください。

## 所得上限限度額を下回った場合の児童手当等の再申請について

☎(260)5608 こども総務課

6月分以降の児童手当は、令和5年度所得(同4年中の年間所得)で審査されます。所得上限限度額超過により受給資格が消滅または新規の申請が却下となり、手当の支給対象外となった後に所得が所得上限限度額を下回った場合は、改めて認定請求の手続きが必要となります。対象者は5/31(水)までに認定請求書を提出してください。詳しくは市のホームページをごらんください。

※手続きが遅れた場合、手当の支給が受けられない月が発生することがあります。※対象になるか判断に迷う場合は、認定請求書をご提出ください。後日、結果を通知します。

扶養親族等の人数	所得上限限度額
0人	858万円
1人	896万円
2人	934万円
3人	972万円

※扶養親族等の人数が1人増すごとに所得上限限度額に38万円が加算されます。